

千葉県報

定例
平成26年5月30日

第12922号

千葉県報 平成26年5月30日(金曜日)

主要目次

○	告示	条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示	一
○	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	一
○	○	肥料の登録	二
○	○	肥料の登録の有効期間の更新	二
○	○	肥料の登録事項の変更	三
○	○	肥料の登録の失効	三
○	○	土地改良区定款の変更認可(五件)	四
○	○	解除予定保安林の取消し	四
○	○	保安林の指定の解除	四
○	○	国土調査の指定	四
○	○	国土調査の成果の認証(二件)	五
○	○	土地区画整理事業の換地処分	五
○	○	地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託(二件)	五
○	訓令		
○	○	千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令	六
○	公告		
○	○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	六
○	○	土地改良区役員の退任及び就任	六
○	○	平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	七
○	○	基本測量の実施	七
○	○	公共測量の終了(四件)	七
○	○	議会公告	
○	○	公文書開示等の実施状況の公表	一八
○	○	水道局公告	
○	○	平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	一八
○	○	企業庁公告	
○	○	平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名	一八

競争入札参加者の資格等
病院局公告
○平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等
一九

告示

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年五月三十日
千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百七十九号

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱(平成十二年千葉県告示第三十六号)の一部を次のように改正する。
別表中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 条例別表第三十四号の二上欄 条例別表上欄第三十四号の二イからへに掲げる事務 までに掲げる事務の処理件数

別表第十九号の二下欄中「ツ、ネ、ム及びヤ」を「ネ、ナ、ム、ノ及びフ」に改め、同表第十九号の三下欄中「ヨ及びタ」を「ヲ、レ及びソ」に改める。

附則

この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、別表中第七号の次に一号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

千葉県告示第三百八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。
平成二十六年五月三十日
千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一一五	香取市大崎字下男山一、九〇一番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地

千葉県告示第三百八十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。
平成二十六年五月三十日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者	住所	登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
千葉県第一 二〇〇号	混合有機質肥料	くみあい混合有機質肥料一号	一〇・〇	一・〇	/	普通肥料の 公定規格の とおり	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目 一番一号	平成二十五年十月二十八日	
千葉県第一 二〇一号	魚かす粉末	六・〇魚かす粉末	六・〇	一一・〇	/	第一肥糧株式会社	船橋市西浦二丁目二番一号	平成二十五年十二月三日	
千葉県第一 二〇二号	副産植物質肥料	オーガニックNP K三	三・〇	二・八	二・二	大塚アグリテクノ株式会社 東京都千代田区神田司町二 丁目二番地	平成二十六年二月四日		
千葉県第一 二〇三号	副産植物質肥料	オーガニックNP K	三・〇	二・七	二・〇	大塚アグリテクノ株式会社 東京都千代田区神田司町二 丁目二番地	平成二十六年三月十日		

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成二十六年五月三十日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)				その他の規格	生産業者	住所	更新後の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	く溶性苦土				
千葉県第一 〇六七号	魚かす粉末	九一六魚かす粉末	九・〇	六・〇	/	普通肥料 の公定規 格のとお り	中央飼料株式会社 成田市南羽鳥松ヶ下五七〇 番一三	平成三十一年十一月五日		
千葉県第一 一一二二号	副産動物質肥料	リーフAゴールド	八・〇	/	/	鈴木仁三株式会社 愛知県名古屋市中昭和区山花 町六四番地の一	平成二十八年十一月十日			
千葉県第一 〇六九号	魚かす粉末	フィッシュボーン ミール	五・〇	一八・〇	/	株式会社鈴木栄商事 銚子市長塚町二丁目三五番 地	平成三十一年十一月十日			
千葉県第一 〇七〇号	混合有機質肥料	六二一混合有機質 肥料	六・〇	二・〇	一・〇	株式会社鈴木栄商事 銚子市長塚町二丁目三五番 地	平成二十八年十一月二 十日			
千葉県第一	化成肥料	くみあい苦土・有 肥料	五・〇	八・〇	三・〇	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目	平成二十八年十二月六 日			

千葉県知事 鈴木 栄治

〇七一 号	機入り複合肥料五 八三A号	内く溶性 五・七 内く溶性 二・五 一・〇	五・〇	七・〇	四・〇	一・〇	一・〇	五・〇	七・〇	一・〇	一・八・〇 内く溶性 一・二・〇	四・〇	丸ツバメ混合有機 質肥料四―三― 一・五	混合有機質肥料	千葉県第一 〇七八号
〇七三 号	混合有機質肥料 肥料	五―七混合有機質 肥料	五・〇	七・〇	四・〇	一・〇	一・〇	五・〇	七・〇	一・〇	一・八・〇 内く溶性 一・二・〇	四・〇	丸ツバメ混合有機 質肥料四―三― 一・五	混合有機質肥料	千葉県第一 〇七八号
〇七二 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料一 〇―四	一・〇	四・〇	四・〇	一・〇	一・〇	五・〇	七・〇	一・〇	一・八・〇 内く溶性 一・二・〇	四・〇	丸ツバメ混合有機 質肥料四―三― 一・五	混合有機質肥料	千葉県第一 〇七八号
千葉 第一 一五七 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 質肥料B一―一 号	一・〇	四・〇	四・〇	一・〇	一・〇	五・〇	七・〇	一・〇	一・八・〇 内く溶性 一・二・〇	四・〇	丸ツバメ混合有機 質肥料四―三― 一・五	混合有機質肥料	千葉県第一 〇七八号
千葉 第一 一五七 号	配合肥料	有機入り磷酸肥料 肥料T	一・〇	七・〇	七・〇	一・〇	一・〇	五・〇	七・〇	一・〇	一・八・〇 内く溶性 一・二・〇	四・〇	丸ツバメ混合有機 質肥料四―三― 一・五	混合有機質肥料	千葉県第一 〇七八号
千葉 第一 一二七 号	混合有機質肥料	くみあい混合有機 質肥料B六三〇号	六・〇	三・〇	三・〇	一・五	一・五	六・〇	三・〇	三・〇	一・五	一・五	くみあい混合有機 質肥料B六三〇号	混合有機質肥料	千葉県第一 一二七号

千葉県告示第三百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、肥料の登録事項を次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年五月三十日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
千葉県第一一六 五号	加工家きんふん肥 料	アミノ有機	生産業者の住所	長野県伊那市西春近五、八三六番 地一	長野県上伊那郡宮田村二、六六三 番地	平成二十三年一月 五日

千葉県告示第三百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者		失効年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所	
千葉県第一〇四五号	加工家きんふん肥料	ネオオルガ三号	二・五	五・五	二・五	普通肥料の 公定規格の とおり	日田産業株式会社	埼玉県草加市旭町五丁目三番一 号	平成二十五年十二月十日
千葉県第一〇七四号	乾血及びその粉末	アサヒ二号	一・〇				株式会社千葉県食肉公社	旭市鎌数六、三五四番地の三	平成二十六年一月二十一日
千葉県第一一五六号	肉かす粉末	肉粕粉末	八・〇				有限会社平野飼糧	旭市仁玉一、四七八番地	平成二十六年二月一日

千葉県告示第三百八十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東葛北部土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十二日付けで認可した。
 平成二十六年五月三十日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百八十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、成田用水土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十二日付けで認可した。
 平成二十六年五月三十日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百八十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市佐是土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十二日付けで認可した。
 平成二十六年五月三十日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百八十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、松尾町豊岡土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十二日付けで認可した。
 平成二十六年五月三十日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、内谷川沿岸土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十二日付けで認可した。
 平成二十六年五月三十日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百九十号
 平成十三年千葉県告示第九十一号（解除予定保安林）の保安林の指定の解除の予定は、解除の理由の消滅により、これを取り消す。
 平成二十六年五月三十日
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百九十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する。
 平成二十六年五月三十日
 千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 いすみ市若山字塩田浦二六二九番一
- 二 保安林として指定された目的
 潮害の防備
- 三 解除の理由
 指定理由の消滅

千葉県告示第三百九十二号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査とし

て次のとおり指定した。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定年月日	平成二十六年五月三十日	調査の種類	地籍調査	調査を行う者の名称	富津市	調査地域	富津市富津の一部の区域	調査期間	平成二十六年五月三十日から平成二十七年三月三十一日まで
-------	-------------	-------	------	-----------	-----	------	-------------	------	-----------------------------

千葉県告示第三百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、平成二十六年五月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

調査を行った者の名称	山武郡芝山町	調査を行った期間	平成二十年五月三十日から平成二十一年三月三十一日まで、平成二十一年六月五日から平成二十二年三月三十一日まで、平成二十三年五月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで及び平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月三十一日まで	成果の名称	山武郡芝山町（小池元高田及び小池の各一部）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域	山武郡芝山町小池元高田及び小池の各一部の区域
------------	--------	----------	--	-------	--------------------------------	----------	------------------------

千葉県告示第三百九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、平成二十六年五月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

調査を行った者の名称	夷隅郡大多喜町	調査を行った期間	平成十五年五月十三日から平成十六年三月三十一日まで、平成十七年五月三十一日から平成十八年三月三十一日まで、平成十八年五月二十六日から平成十九年三月三十一日まで及び平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月三十一日まで	成果の名称	夷隅郡大多喜町（葛藤の一部）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域	夷隅郡大多喜町葛藤の一部の区域
------------	---------	----------	---	-------	-------------------------	----------	-----------------

千葉県告示第三百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合から換地処分をした旨届出があった。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、千葉県立幕張海浜公園の駐車場（千葉県美浜区美浜及び豊砂の区域に限る。）に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

名称及び代表者の氏名	コスモセキユリテイ株式会社 代表取締役 渡邊 俊彦	所在地	千葉市中央区神明町一三番地の四	委託期間	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
------------	---------------------------	-----	-----------------	------	----------------------------

千葉県告示第三百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、千葉県県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務を次のとおり委託した。

平成二十六年五月三十日		千葉県知事 鈴木 栄治	
名称及び代表者の氏名	所在地	委託期間	
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 永易俊彦	東京都港区芝浦三丁目一 六番二〇号	平成二十六年四月一日か ら平成二十七年三月三十 一日まで	

訓 令

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年五月三十日

千葉県訓令第五号

千葉県知事 鈴木 栄治

本庁
出先機関

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県行政文書規程（昭和六十一年千葉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一所長印の項中県税事務所の納税証明用の目の次に次のように加える。

県税事務所 の徴取引継 個人住民税 専用	税 務 所 ○ ○ 事 務 所 ○ ○	方二十ミリ メートル	県税事務所の次長 の職にある者で総 務部税務課特別滞 納処分室長の職を 兼ねるもの
-------------------------------	------------------------------	---------------	---

附 則

この訓令は、平成二十六年六月一日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十六年五月三十日から九月三十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、平成二十六年五月三十日から九月三十日まで、千
葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー浦安駅前店
 - 2 浦安市北栄三丁目七七一番一ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称
（仮称）ダイエー浦安店
 - 4 変更後の大規模小売店舗の名称
ダイエー浦安駅前店
 - 5 変更年月日
平成二十六年四月三十日
- 二 届出年月日
平成二十六年五月十三日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、いすみ
市新田野郷土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

いすみ市細尾三六〇番地	鳥 場 信
高谷八二四番地	矢 代 自
新田野一、二二三番地	齊 藤 芳
高谷九六九番地	池 田 康
下原一六六番地	鈴 木 淳
細尾七七番地	片 岡 初
新田野一、〇三一番地	鈴 木 哲
五三番地	藤 平 孝
一、二二五番地	渡 邊 和
下原一一一番地	渡 邊 道
高谷八〇五番地	浅 井 宏

二 退任監事

長生郡一宮町一宮一、八五四番地
 いすみ市新田野一、一七九番地
 〃 高谷二四一番地一

三 就任理事

いすみ市下原三八四番地
 〃 二九四番地
 〃 新田野一、二五五番地
 〃 二、〇一七番地
 〃 下原六〇六番地
 〃 新田野一、八九一番地一
 〃 下原四〇九番地
 〃 高谷八一〇番地
 〃 七三八番地
 〃 八七九番地
 〃 細尾一五一番地

四 就任監事

いすみ市新田野一、一七九番地
 〃 高谷八七八番地
 〃 下原八三五番地

越川茂樹	渡邊雅文	森田喬	安藤真純	田中茂喜	吉田悟	高師和良	鶴岡豊	亀田芳利	押本茂夫	浅井治夫	朝倉平	池田年邦	吉田房利	渡邊雅文	池田正純	越河榮一
------	------	-----	------	------	-----	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	------	------

平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、県の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）に関する契約に係る平成二十八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

第一 入札に参加することができる者が、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格

に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- 一 施行令第六十七條の四第一項（施行令第六十七條の十一第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当する者
- 二 施行令第六十七條の四第二項（施行令第六十七條の十一第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- 三 建設業にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
- 四 測量業にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- 五 建築設計業（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条又は第三条の二の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- 六 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十二條第一項の規定による登録を受けていない者

第二 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び提出書類

一 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

添付書類	申請区分		測量等業者
	県内	県外	
使用印鑑届兼委任状（別記第一号様式）	○	○	○
営業所一覧表（別記第二号様式）	○	○	○
工事経歴書（別記第三号様式）	○	○	○
測量等実績調査書（別記第四号様式）	○	○	○
登録証明書の写し	○	○	○
経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○	○

納税証明書	法人の登記事項証明書(以下「法人登記事項証明書」という。)又は身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書(以下「後見登記事項証明書」という。)	○	○	○	○	○	○
財務諸表		○	○				
印鑑証明書	障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和五十一年労働省告示第百十二号)に定める様式第六号をいう。 以下同じ。)の報告者控への写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)に基づく報奨金等の支給を受けるための書面をいう。 以下同じ。)の申請者控への写し	○	○				
	ISOの要求事項の適合に係る登録証(以下「ISO登録証」という。)の写し	○	○				
	エコアクション21の適合に係る登録証(以下「エコアクション21登録証」という。)の写し	○	○				
	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	○	○				
	建設業団体の加入証明書の写し	○	○				
	合併・営業譲渡履歴書(別記第五号様式)	○	○				
	新規卒業業者継続雇用申告書(別記第六号様式)	○	○				

備考

一 使用印鑑届兼委任状は、登録していない印鑑(法人にあつては、登記していない印鑑)を県との契約等において専ら使用することを希望する場合又は県外に主たる営業所を置く者が代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合に提出するものとする。

二 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。

三 県内に本店を有する建設業者が申請する場合は、工事経歴書並びに法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。

四 登録証明書の写しは、測量法、建築士法及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)、地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)及び補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)に基づき登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。

五 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年国土交通省令第五十一号)による改正後の建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)別記様式第二十五号の十二によるものに限る。)の写しとする。

六 納税証明書は、全ての千葉県税に係る納税証明書(千葉県税条例施行規則(平成十九年千葉県規則第三十七号)別記第四十号様式その二によるものに限る。)並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別記第九号書式(その三)によるものに限る。)とする。ただし、県内に営業所を有しない者にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(同令別記第九号書式(その三の二)によるものに限る。)又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(同令別記第九号書式(その三の三)によるものに限る。)とする。

七 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書、法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書並びに印鑑証明書の添付を省略することができる。

八 法人登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあつては、身分証明書及び後見登記事項証明書とする。

九 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。

十 印鑑証明書は、法人にあつては、代表者のものとする。

十一 障害者雇用状況報告書の報告者控への写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控への写しは、当該報告又は申請を行っている者のみ、当該報告書の報告者控へ(職業安定所の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。 以下同じ。)の写し又は申請書の申請者控へ(報奨金の支給申請の窓口となつている機関の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。 以下同じ。)の写しを提出するものとする。

十二 ISO登録証の写しは、ISO9001又はISO14001の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。

十三 エコアクション21登録証の写しは、エコアクション21の認証を取得してい

る者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。

十四 建設業労働災害防止協会及び建設業団体の加入証明書の写しは、当該組合等に加入している者のみ提出するものとする。

十五 合併・営業譲渡履歴書は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に記載されており、県内に主たる営業所を有し、及び建設業の営業年数を三年以上有する二以上の者を当事者とする合併又は営業譲渡が平成二十六年一月一日以前五年以内にあった場合に、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた者が提出するものとする。

十六 各証明書又は証明書の写しは、電子申請を行った日以前三箇月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

第四 資格審査の電子申請の時期

資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。

第五 入札参加資格審査申請マニュアルの入手先

入札参加資格審査申請マニュアルは、千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページ (<http://www.e-chiba.org/>) からダウンロードする(117)。

第六 電子申請等に使用する言語等

一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS 第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及び URL (ホームページのアドレスをいう。) については、この限りでない。

二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

第七 資格審査及び等級区分

一 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

1 金銭的信用

2 契約履行に関する誠実性

二 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、一のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、1の客観的事項についての審査は、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果に基づいて行うものとする。

1 客観的事項(建設業法第二十七条の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定

める審査の項目)

2 主観的事項

(一) 工事成績

技術職員数

安全対策の取組状況

品質管理に係る取組状況

環境対策に係る取組状況

障害者の雇用状況

優良建設工事表彰

企業連携状況

新規卒業者の雇用状況

三 知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに原則として次の表のとおり発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。

1 土木一式工事

発	注	金	額	等級
七千万円以上		七千万円未満		A
二千万円以上		二千万円未満		B
五百万円以上		二千万円未満		C
五百万円未満				D

2 建築一式工事

発	注	金	額	等級
八千万円以上		八千万円未満		A
二千万円以上		八千万円未満		B
五百万円以上		二千万円未満		C
五百万円未満				D

3 舗装工事

発	注	金	額	等級
二千五百万円以上				A
千万円以上		二千五百万円未満		B
千万円未満				C

4 電気工事

発	注	金	額	等級
千五百万円以上				A
五百万円以上		千五百万円未満		B
五百万円未満				C

5 管・その他工事

発注金額	等級
二千万円以上	A
五百万円以上 二千万円未満	B
五百万円未満	C

第八 資格の有効期間

第七に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、知事が指定する日から平成二十八年三月三十一日までとする。

第九 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するとともに、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載するものとする。

なお、審査の結果について異議のある者は、当該審査の結果の通知を受けた日から三十日以内に入札参加資格審査再審査申請書（別記第七号様式）を提出しなければならぬ。

第十 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 役員名簿

2 組合員名簿

3 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類

二 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第十一 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体及び中小事業者等が継続的な協業関係の確保を目的として結成する共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に知事が定めるものとする。

第十二 変更等の届出

一 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃

止し、若しくは休止し、又は二の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに電子情報処理組織を使用して知事に変更等の届出を行わなければならない。

二 入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

事項	添付書類
一 商号又は名称（組織変更を含む。）	法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては、使用印鑑届兼委任状
二 登録の状況	登録証明書又はその写し
三 主たる営業所の所在地、電話番号又は郵便番号	所在地にあつては、法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては、使用印鑑届兼委任状
四 法人の代表者	法人登記事項証明書又はその写し
五 登録している印鑑（法人にあつては、登記している印鑑）又は使用印鑑	登録している印鑑にあつては印鑑証明書、使用印鑑にあつては使用印鑑届兼委任状
六 指名通知等を受ける事務所の所在地	登記事項であれば法人登記事項証明書又はその写し
七 代理人に係る事項	使用印鑑届兼委任状

備考 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち法人登記事項証明書及び印鑑証明書を省略することができる。

第十三 入札参加資格の承継

一 入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（別記第八号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

1 当該営業の一切を承継したことを証する書類

2 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

二 一の定めによる申請があつた場合は、知事は当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登録するものとする。

第十四 入札参加資格の取消し

一 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。

1 第一の一から六までのいずれかに該当することとなつたとき。

- 2 電子申請又は提出書類に故意に虚偽の事項を記録し、又は記載したとき。
- 3 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- 4 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- 5 電子情報処理組織を使用して知事に入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。
- 二 第十二の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、知事はその者の資格を取り消すことができるものとする。
- 三 一及び二の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

第十五 入札参加資格の停止

- 一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。
- 1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 二 一の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十六 資格の有効期間の更新に関する手続

資格の更新を希望する者は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

第十七 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十八 この公告に関する問い合わせ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三（二二三）三一一三

別記 第一号様式（その1）

使用印鑑届兼委任状

申請区分	
商号区分	

平成 年 月 日

千葉県知事 局長
 千葉県水道局長
 千葉県企業病院長
 千葉県教育委員会教育長

様

所在地又は住所
 【登記上の所在地
 又は住民票上の住所
 商号又は名称
 代表者職氏名

使用印

1 使用印鑑届
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。
 印鑑は、はつきりと押印してください。

2 委任事項

私は、次の者を代理人と定め、
 までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。
 この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

所在地又は住所
 受任者 商号又は名称
 職 氏 名

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
- (2) 復代理人選任に関する一切の権限
- (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限（建設工事のみ）
- (6) その他前各号に附帯する一切の権限

その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。

注意事項
 1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
 2 建設工事については、委任事項（3）・（4）・（5）は、営業所等許可を受けた建設業に限りま。

(その 2)

使用印鑑届兼委任状

申請区分	
商号区分	

平成 年 月 日

千葉県知事
 千葉県水道局長
 千葉県企業病院長
 千葉県教育委員会教育長

様

所在地又は住所

〔登記上の所在地
 又は住民票上の住所〕

商号又は名称

代表者職氏名

実印



使用印



1 使用印鑑届
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。
 印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項
 私は、 から までの入札参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

第二号様式

営業所一覧表

名称	(郵便番号)所在地	電話番号	FAX番号
本店 (主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計	箇所		

第三号様式

工 事 経 歴 書

建設工事の種類	発 注 者	元請又は下請の別	工 事 名	工事場所のあ る都道府県名	請負代金額 (千円)	工 期	
						着 工 年 月	完 成 (予 定) 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月
						平成 年 月	平成 年 月

記載方法

- 1 この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前3年間に着工した主な未完成工事について記入してください。
- 2 記載件数は、最大100件としてください。
- 3 下請工事については、「発注者」の欄に直接発注した元請負人の商号又は名称を記入し、「工事名」の欄に下請工事の名称を記入してください。
- 4 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。

第四号様式

測 量 等 実 績 調 書

業務の種類	発注者	元請又は下請の別	業務名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金額 (千円)	業務期間	
							着手年月	完成(予定)年月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月
							平成 年 月	平成 年 月

記載方法

- 1 この表は、直前 2 年間の主な完成業務及び直前 2 年間に着手した主な未完成業務について記入してください。
- 2 記載件数は、最大 1 0 0 件としてください。
- 3 下請については、「発注者」の欄に直接発注した元請人の商号又は名称を記入し、「業務名」の欄に下請件名を記入してください。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- 5 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。

第五号様式

合併・営業譲渡履歴書

1 合併又は営業譲渡が行われた年月日 年 月 日

2 資格審査を受けようとする者

商号又は名称	
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

3 消滅した入札参加資格者

商号又は名称	
入札参加資格取消(申請・通知)日	年 月 日
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

注

- 合併契約書の写し又は営業譲渡契約書の写しを添付すること。
- 消滅した入札参加資格者の入札参加資格取消申請書の写し(千葉県県土整備部建設・不動産課の受付印のあるものに限る。)又は入札参加資格取消通知書の写しを添付すること。

第六号様式

新規卒業生継続雇用申告書

平成 年 月 日

住 所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____
 建設業許可番号 _____
 利用者番号 _____

現在、対象となる新規卒業生を、

1 継続雇用していません。

(注) 以下、記入事項はありませんが、申告書は必ず提出してください。

2 人継続雇用しており、確認書類等は、下記のとおりです。

(注) 2人目まで記入、3人目以降は記入不要。

3 人継続雇用していますが、確認書類等の提出は省略します。

(注) 省略した場合は、加点対象となりません。

※1、2、3のいずれか該当するものに、○を付けてください。

記

↑ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けてください。

1 人目	卒業学校名		確認書類は、 ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/>	のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	平成 年 月 日		
	採用年月日	平成 年 月 日		

↑ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けて下さい。

2 人目	卒業学校名		確認書類は、 ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/>	のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	平成 年 月 日		
	採用年月日	平成 年 月 日		

記載要領

第七号様式

入札参加資格審査再審査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

年度入札参加資格審査の結果について異議があるので再審査を申請します。

記

受付番号	()	番
建設業許可番号		
再審査事項		
異議の内容		

1 申告書の提出について

申告書は、申告の対象となる新規卒業業者の有無にかかわらず、必ず提出してください。

2 申告の対象となる新規卒業者について

新規卒業者とは、平成23年9月1日から平成25年8月31日までの間に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者とします。
申告の対象となる新規卒業者は、平成25年9月1日までに採用され、申請時点においても継続して雇用されていることが必要です。

3 申告書の記載方法について

- (1) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用していない場合は、1に○を付けてください。
- (2) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している場合は、2に○を付け□に人数を記入してください。
また、2人目までについて、卒業学校名、卒業年月日及び採用年月日を記入するとともに、提出する確認書類について、ア、イ、ウのいずれかに○を付け、併せて、下記4の確認書類を提出してください。
なお、3人目以降については不要です。
- (3) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用しているが、確認書類等の提出を省略する場合は、3に○を付け□に人数を記入してください。
確認書類の提出を省略した場合は、加点对象となりません。

4 確認書類について

申告書に記載した者に係る次のア、イ、ウのいずれかの書類（いずれの場合もa、b、c全てが必要）を添付してください。

ア 審査基準日が平成25年9月12日以前の経営事項審査において、対象となる従業員が技術職員名簿（20005帳票）に記載されている場合

- a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
- b 経営規模等評価申請書（20001帳票）の写し
- c 技術職員名簿（20005帳票）

イ 健康保険加入者の場合

- a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
- b 健康保険被保険者証（事業所名が記載されているものに限る。）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- c 平成25年4月1日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賞金台帳）の写し

ウ 健康保険未加入者の場合

- a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
- b 雇用保険被保険者資格取得通知書の写し
- c 平成25年4月1日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賞金台帳）の写し

第八号様式

入札参加資格承継審査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名



この度、下記のとおり営業の一切を承継し、一般競争入札及び指名競争入札に参加しますので、資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 承継人の許可(登録)番号
- 3 承継した営業の種類
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由
- 6 指名通知等を受ける事務所の名称、所在地及び電話番号

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 二 作業期間 平成二十六年六月二十五日から平成二十七年二月二十七日まで
- 三 作業地域 茂原市並びに長生郡睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町並びに安房郡鋸南町

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十六年三月二十五日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(水準測量)
- 三 作業期間 平成二十五年十二月二日から平成二十六年三月二十五日まで
- 四 作業地域 野田市、柏市及び我孫子市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十六年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 成田市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 作業地域 成田市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十六年三月三十一日に終了した旨測量計画機関

の長から通知があった。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 柏市
- 二 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 三 作業期間 平成二十五年七月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 作業地域 柏市北柏一丁目、北柏台及び根戸

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十六年三月十七日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十六年五月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 鴨川市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月十七日まで
- 四 作業地域 鴨川市全域

議 会 公 告

公文書開示等の実施状況の公表

千葉県議会情報公開条例(平成十三年千葉県条例第四十九号)第三十一条の規定により、平成二十五年年度における公文書の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十六年五月三十日

千葉県議会議長 河上 茂

一 請求及び申出に係る件数及び処理状況

区分	件数	処 理 状 況			
		開示	部分開示	不開示	却下 取下げ
第五条の規定による請求	一一	一〇	一	〇	〇
第二十六条の規定による申出	〇	〇	〇	〇	〇
計	一一	一〇	一	〇	〇

二 請求者の実人数

区分	実人数
第五条の規定による請求	一

水 道 局 公 告

平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、千葉県水道局の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る平成二十八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

平成二十六年五月三十日

千葉県水道局長 田谷 徹郎

- 一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、平成二十六年五月三十日付け千葉県公告(平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県水道局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。
- 二 この公告に関する問い合わせ先
千葉県国土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三(二二三)三一一三
千葉県水道局管理部財務課経理室契約班 電話〇四三(二一一)八五八九

企 業 庁 公 告

平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、千葉県企業庁の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る平成二十八年三月三十一日

までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

平成二十六年五月三十日

千葉県企業庁長 吉田 雅一

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、平成二十六年五月三十日付け千葉県公告（平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業庁長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問い合わせ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三（二二三）三一三三

千葉県企業庁管理・工業用水部財務課経理室出納・契約班 電話〇四三（二九六）八

四九一

病 院 局 公 告

平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る平成二十八年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

平成二十六年五月三十日

千葉県病院局長 矢島 鉄也

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、平成二十六年五月三十日付け千葉県公告（平成二十八年三月三十一日までの間の建設工事

等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問い合わせ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三（二二三）三一三三

千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話〇四三（二二三）三九六七

購読料

月ぎめ
一部一箇月一、〇〇〇円(送料を含む。)
四〇円

発行者
千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千葉県

〇四三(二二三三)二二五二
〇四三(二二三三)二六五八